

知らなきゃ恥かく

判例の常識 (19)

モデルガン事件
(不正競争判決)【東京高裁 平成12年(オ)378Q、378J、381Q
損害賠償等請求各控訴事件】

イタリアの実銃メーカーと玩具銃にかかる実銃の商品等表示を付して使用することについて全世界的独占使用権を取得する旨のライセンス契約を受けた日本の玩具銃製造・販売業者(控訴人)が、かかる標章を玩具銃に使用している日本の他の玩具銃製造・販売業者(被控訴人)に対して、控訴人表示は控訴人らの業務にかかる著名な商品等表示又は需要者に広く認識されている商品等表示に該当し、被控訴人の行為は不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争行為に該当する、として差止請求及び損害賠償請求を求めた事案である。

原審(東京地裁 平成10年(ワ)21507)は、被控訴人らの不正競争の成立を否定(被告商品及びそのパッケージ等に被告各表示を付することが「商品等表示」としての「使用」に当たるといえることはできない)としたのに対し、控訴審では、「商品等表示」は一律に商品等表示にあたらぬ(「使用にあたらぬ」)とすることは妥当ではなく、実銃を模した玩具銃を製造、販売するにあたり、商品等表示の使用について実銃メーカーの許諾を得る慣行の存在について取引者・需要者の認識が定着している場合には、広義の混同惹起行為に該当する可能性があるとした上で、本件は、我が国における実銃の流通の特殊性をも考慮し、被控訴人各商品等に控訴人の商品等表示と同一表示が付されていても、その玩具銃が、控訴人の業務に係るものと誤信されるおそれはなく、いわゆる商品化事業を営むグループに属する関係の営業主体の業務に係るものとも誤信しないと、不正競争防止法2条1項1号の所定の広義の混同惹起行為にも当たらないと判示した。(2号の表示の著名性についても、否定されている)。

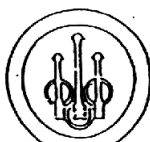
<控訴人表示目録>

二 PIETRO BERETTA

三

四

五



(詳細についての問い合わせ: 弁理士・光野文子)

特許権侵害予防請求事件

【最高裁 平成10年(オ)第604号
平成11年7月16日第2小法廷判決】

この裁判では、製造工程中で単純方法である測定方法の特許発明を使用して得られた、結果物としての医薬品の販売行為等を、当該特許権に基づいて差し止めることができるかが争点となった。

原審は、「本件発明は、概念的には方法の発明であるが、本件方法が上告人医薬品の製造工程に組み込まれ他の製造作業と不即不離の関係で用いられていることからすれば、実質的に物を生産する方法の発明と同視することができ、本件特許権は、本件発明を用いて製造された物の販売についても侵害としてその停止を求め得る効力を有する」と判断した。

これに対し最高裁は、「・・・方法の発明と物を生産する方法の発明とは、明文上判然と区別され、与えられる特許権の効力も明確に異なっているのであるから、方法の発明と物を生産する方法の発明とを同視することはできないし、方法の発明に関する特許権に物を生産する方法の発明に関する特許権と同様の効力を認めることもできない。・・・本件発明が物を生産する方法の発明ではなく、方法の発明であることは明らかである。本件方法が上告人医薬品の製造工程に組み込まれているとしても、本件発明を物を生産する方法の発明ということではできないし、本件特許権に物を生産する方法の発明と同様の効力を認める根拠も見いだし難い。・・・本件発明は物を生産する方法の発明ではないから、上告人が、上告人医薬品の製造工程において、本件方法を使用して品質規格の検定のための確認試験をしているとしても、その製造及びその後の販売を、本件特許権を侵害する行為に当たるといえることはできない。・・・本件発明が方法の発明であり、侵害の行為が本件方法の使用行為であって、侵害差止請求としては本件方法の使用の差し止めを請求することができるにとどまることに照らし、上告人医薬品の廃棄及び上告人製剤についての薬価基準収載申請の取下げは、差止請求権の実現のために必要な範囲を超えることは明らかである。」と判示した。

このように、単純方法の発明は、生産(製造)方法の発明に比べて権利行使において制約を受ける。よって、出願時において、単純方法の発明であっても生産方法の発明のように規定できないか検討することは有益であると思う。

(詳細についての問い合わせ: 弁理士・黒木義樹)